

仕 様 書

この委託業務は、広島市立舟入市民病院（以下「病院」という。）の職員が使用する看護衣その他の被服、患者等が使用するタオル等（以下「洗濯物」という。）の洗濯（クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する消毒を含む。）を行うものである。

1 業務内容

- (1) 洗濯物の種類及び年間予定数量は、別紙のとおりとする。
- (2) 発注者は、受注者に洗濯物を毎週月曜日、水曜日、金曜日に病院で引き渡すものとする。ただし、当該曜日が休日の場合は、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受注者は、月曜日に引き渡しを受けた洗濯物は金曜日までに、水曜日に引き渡しを受けた洗濯物は翌月曜日までに、金曜日に引き渡しを受けた洗濯物は翌水曜日までに納入するものとする。ただし、当該曜日が休日の場合は、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。
- (4) 受注者は洗濯物を洗濯物の種類に応じて適切な方法により洗濯を行うとともに、プレス仕上げ（タオルケット、フェイスタオル、おしぼり及びバスタオルを除く。）を行い、所属別（看護科については病棟別）に分け、所定の位置に納入するものとする。
なお、洗濯物は、記入された名前が表から読み取れるように畳んで納品するものとする。

2 検査

- (1) 受注者は、納品の際、発注者の検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、洗濯前に破れ、ほころび、ボタンの取れたもの、ファスナーの壊れたもの等の破損がないかを確認するとともに、納入前にも同様の確認をし、収集後に破損が生じた場合は受注者がこれを補修するものとする。
- (2) 受注者は、前項の検査に合格しない場合は、手直しをして再検査を受けるものとする。

3 その他

- (1) 受注者は、その責めに帰する事由により洗濯物を滅失した場合にあってはこれを賠償し、また、き損した場合にあっては、その程度に応じた補修をしなければならない。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、その都度発注者・受注者協議して定めるものとする。

洗濯物の種類及び年間予定数量

洗濯物の種類	年間予定数量
看護衣 (ワンピース)	2枚
看護衣(上)	19,809枚
看護衣(下)	18,968枚
白衣	2,964枚
検診用シャツ	123枚
検診用パンツ	94枚
ウォームジャケット	36枚
作業服	15枚
病衣	804枚
診察台枕カバー	49枚
タオルケット	239枚
フェイスタオル	2,652枚
おしぼり	880枚
バスタオル	3,203枚